

高知県観光地域づくり推進員起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県観光地域づくり推進員起業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、高知県観光地域づくり推進員（高知県地域おこし協力隊員）設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づく、高知県観光地域づくり推進員（以下「推進員」という。）の県内への定住促進及び県の活性化を図ることを目的に、推進員等が雇用された広域観光組織の構成市町村（以下「広域エリア」という。）内で起業又は事業承継をする推進員等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 推進員等 設置要綱第4条の規定により委嘱された推進員又は推進員であった者をいう。
- (2) 起業 事業を営んでいない推進員等が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出により新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し事業を開始することをいう（既に設立している法人又は開業届が提出されている個人事業主が、既存事業とは異なる新事業を行う法人等の設立又は新たに個人として開業届出を行う場合を含む。）。
- (3) 事業承継 推進員等が事業を営む法人等から経営に関する権利、事業を行うために必要な資産その他当該事業に係る権利及び資産の全部を承継し、起業に準じて新たな事業主体として事業を行うことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、広域エリア内で起業又は事業承継しようとする場合で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 推進員の最初の委嘱の日から起算して1年以上経過した者
- (2) 推進員の委嘱期間終了の日から1年以内の者

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等となる者が、別表のいずれにも該当しない者であること。

(補助金の交付要件)

第5条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 補助対象者が広域エリア内で起業又は事業承継すること。
- (2) 県内に住民登録を有する者であること。
- (3) 事業内容は、広域エリア内の活性化に資することが期待できるものであること。
- (4) 開業後、県内で1年以上継続して事業活動ができる見込みがあること。
- (5) 補助対象者1人につき、一の年度に限り交付するものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業又は事業承継に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、他の補助制度により補助金等の交付を受けている場合には、その対象を補助対象から除くものとする。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、起業又は事業承継する上で必要があると知事が認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付申請書の提出期限は、交付を希望する年度の12月末までとする。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が第4条第2項に該当する場合に限る。

2 知事は、当該申請者が第4条第2項に該当しないと認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第10条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更又は補助金額の増額並びに20%を超える減額をしようとする場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)交付申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと(納税義務がある場合に限る。)及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。なお、交付申請に当たっては、別紙1-3による誓約書兼同意書を添付すること。

(遂行状況の確認等)

第11条 知事は、必要があると認めたときは、補助対象者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助対象者は、知事からの報告の求め又は調査に応じなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告を求め又は必要な調査を行った結果、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業の全部又は一部について、中止又は変更を文書で指示することができる。

3 前項の指示があったときは、補助対象者は直ちにその指示に従わなければならない。

4 第2項の指示により補助事業の内容を変更する場合の手続については、前条第3号の規定を準用する。

(実績報告等)

第 12 条 補助対象者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 4 号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書 (別紙 4 - 1)

(2) 収支決算書 (別紙 4 - 2)

(3) 実績額が確認できる請求書、領収書及び事業の完了を証する写真等

(4) 事業開始日がわかる書類 (個人の場合、個人事業の開業・廃業等届出書等、開業したことがわかる書類。法人の場合、定款又は登記事業証明書。)

(5) 住民票 (実績報告書提出日以前 3 月以内に発行されたもの)

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

3 補助対象者は、第 8 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助対象者は、第 8 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 5 号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、当該金額を知事の返還命令を受けて、返還しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第 14 条 補助対象者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が 50 万円以上の施設財産、機械装置及び備品等 (以下「取得財産等」という。) については、別記第 7 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

2 補助対象者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、

又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第8号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助対象者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助対象者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助対象者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第2項、第10条第5号及び第6号、第11条第1項、第12条第4項、第14条並びに第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。